様式第1号(第4条関係)

選挙人名簿閲覧申出書兼誓約書

　　年　　月　　日

　　富士見町選挙管理委員会委員長　殿

申出者　住所又は所在地

所属団体名

氏名　　　　　　　　　　印

電話番号

　下記により、選挙人名簿抄本の閲覧をしたいので申出します。

　なお、閲覧にあたつては、富士見町選挙人名簿閲覧規程及び注意事項を遵守することを誓約いたします。

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 閲覧者 | 氏名 | 電話番号 | 　 |
| 住所 |
| 閲覧の希望日時 | 　　年　　月　　日 | 午前・午後　　時　　分から午前・午後　　時　　分まで |
| 閲覧の目的 | 1　選挙人名簿登録の有無を確認するため2　その他(目的を具体的に、調査説明書に記入すること) |
| 閲覧の範囲 | 投票区名件数　　　　件　　 |
| 閲覧項目 | 1　住所　　　　2　氏名　　3　生年月日　　4　性別 |
| 閲覧の方法 | 1　読み取り　　2　筆記　　3　その他〔　　　　　　　　　　　　　　　　〕 |
| 閲覧事項の管理の方法 | 　 |
| 申請に必要な添付書類 | 1　調査説明書2　政治団体設立届出書の写し等3　その他〔　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〕 |
| 備考 | 閲覧事項を取り扱う者の住所、氏名、その他総務省令定める事項(注意事項4参照) |

誓約事項

　1　閲覧については、選挙管理委員会の指示に従います。

　2　閲覧した事項については、申請書の閲覧の目的欄に記載した目的以外には使用しません。

　3　閲覧した事項については、一切公表しません。

　4　閲覧した事項については、漏えいの防止等の適正管理のための措置を講じます。

注意事項

　1　閲覧の範囲(閲覧しようとするまた閲覧した選挙人の範囲)について明らかにするため、選挙人を筆記した資料の写しを添付してください。

　2　申出者が公職の候補者等の場合は、立候補しようとする選挙の種類を備考欄へ記入してください。

　3　申出者が政党その他の政治団体の場合、閲覧者は政党その他政治団体の役職員又は構成員に限ります。

　4　申出者、閲覧者以外の者に閲覧事項を取り扱わせる場合は、閲覧事項を取り扱う者を申し出てください。また各取扱者については、住所、氏名のほか総務省令で定める下記事項を備考欄へ記入してください。

　　①　公職の候補者等の場合　「候補者閲覧事項取扱者」

　　②　政党その他政治団体の役職員又は構成員の場合　「政治団体閲覧事項取扱者」

　　③　政党その他政治団体が指定する法人の場合　「承認法人」「承認法人閲覧事項取扱者」

　　　・法人の名称　・代表者の氏名　・主たる事務所の所在地　・法人に閲覧事項を取り扱わせる事由　・法人の役職員又は構成員のうち閲覧事項を取り扱う者の範囲　・法人における閲覧事項の管理の方法等

　　④　委託法人の役職員又は構成員の場合　「法人閲覧事項取扱者」

　　　・法人の名称　・代表者の氏名　・主たる事務所の所在地　・法人に閲覧事項を取り扱わせる事由　・法人の役職員又は構成員のうち閲覧事項を取り扱う者の範囲　・法人における閲覧事項の管理の方法等

　　⑤　個人の場合　「個人閲覧事項取扱者」

　　　・閲覧事項の管理の方法等

　5　申出者は、閲覧者、候補者閲覧事項取扱者、政治団体閲覧事項取扱者、承認法人、承認法人閲覧事項取扱者、法人閲覧事項取扱者、個人閲覧事項取扱者による閲覧事項の漏えいの防止等の適正管理のための措置を講じてください。

　6　閲覧事項を取り扱うことができる者は、本人の事前の同意がある場合を除き、利用目的以外の目的のために閲覧事項を利用したり、第三者に提供はしないでください。

　7　公職選挙法第28条の4第7項の規定により毎年1回、選挙人名簿の抄本の閲覧の状況について、申出者の氏名及び利用目的の概要、その他総務省令で定める事項を公表します。

　8　偽りその他不正の手段により選挙人名簿抄本を閲覧した者、目的外利用、第三者提供の禁止の規定に違反した者については、公職選挙法第255条の4の規定により30万円以下の過料の対象となります。また、上記6の規定に対する選挙管理委員会の勧告及び命令に違反した場合は、同法第236条の2の規定により、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金の対象となります。